

「デジタル歩数計」商品形態・不正競争行為損害賠償等請求事件：東京地裁平成 22(ワ)15903・平成 23 年 6 月 17 日（民 46 部）判決 認容〔特許ニュース 13031〕

### 【キーワード】

不競法 2 条 1 項 3 号・19 条 1 項 5 号口，模倣品の譲り受け，実質的同一性（酷似），重大な過失，損害金額，法 5 条 3 項 2 号

### 【主 文】

- 1 被告は，原告に対し，90 万 6 0 2 5 円及びこれに対する平成 22 年 5 月 18 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は，これを 10 分し，その 1 を原告の負担とし，その余は被告の負担とする。
- 4 この判決の第 1 項は，仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

本件は，原告が，別紙被告商品目録記載のデジタル歩数計（以下「被告商品」という。）は，原告の販売する別紙原告商品目録記載のデジタル歩数計（以下「原告商品」という。）の形態を模倣したものであり，被告による被告商品の輸入，販売が，不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の不正競争行為に該当する旨主張し，被告に対し，同法 4 条に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 争いのない事実等（証拠の摘示のない事実は，争いのない事実又は弁論の全趣旨により認められる事実である。）

#### (1) 当事者

ア 原告（シチズン・システムズ株式会社）は，各種医療用機器及びその部分品，付属品の製造，販売，賃貸及び輸出入，各種健康用機械器具及びその部分品，付属品の製造，販売等目的とする株式会社である。

イ 被告（株式会社ジョイナス）は，玩具，スポーツ用品及び日用品雑貨の販売，医療器具の輸入販売等を目的とする株式会社である。

#### (2) 原告商品

ア 原告は，平成 20 年 3 月 6 日から，商品名を「p e b（ペブ）TW600」とする，ポケットに入れて使用することを主目的としたデジタル歩数計を販売している。

「p e b（ペブ）TW600」には，外装の色の違いによって 6 種類（レッド，ピンク，ブルー，シルバー，ブラック，ホワイト）あり，原告

商品は、色がブラックのものである。

イ 原告商品（検甲1）の形態は、別紙原告商品目録記載の写真のとおりであり、次のような構成を有する（以下、各構成を「Aの形態」、「Bの形態」などと表記する場合がある。）

A 全体を四隅が丸い薄厚長方板状ケースにしたデザインで、サイズは約73mm（幅）×約31mm（高さ）×約10mm（厚さ）である。

B ケースの周全体にR（丸み）を持たせている。

C 外装の上側（上ケース）は、製品内側面を黒色印刷した透明のプラスチック素材を用い、外装の下側（下ケース）は、黒色のプラスチック素材を用いている。

D 厚みとなる四周側面全周をシルバーのベルトが回り、四隅の一つにストラップ挿入孔が形成されている。

E 正面左方に、約32mm（幅）×約18mm（高さ）の液晶表示部が設けられ、該液晶表示部は3画面に分割表示している。

F 正面右方には、中央大きめのシルバーのボタンと、同中央ボタンから三方に放射状に並べた三つの楕円形のシルバーのボタンが配され、該三つの楕円形ボタンの周囲には、隅丸矩形の稜線が表れる凹陷部が設けられている。

### (3) 被告商品

ア 被告は、平成22年1月14日当時から、自ら輸入した被告商品（商品名「3Dセンサーなん歩計5F-3261」）を販売している。

被告商品は、ポケットに入れて使用することを主目的としたデジタル歩数計である。

イ 被告商品（検甲2）の形態は、別紙被告商品目録記載の写真のとおりであり、次のような構成を有する（以下、各構成を「A'の形態」、「B'の形態」などと表記する場合がある。）

A' 全体を四隅が丸い薄厚長方板状ケースにしたデザインで、サイズは約75mm（幅）×約32mm（高さ）×約12mm（厚さ）である。

B' ケースの周全体にR（丸み）を持たせている。

C' 外装の上側（上ケース）は、製品内側面を黒色印刷した透明のプラスチック素材を用い、外装の下側（下ケース）は、黒色のプラスチック素材を用いている。

D' 厚みとなる四周側面全周をシルバーのベルトが回り、四隅の一つにストラップ挿入孔が形成されている。

E' 正面左方に約32mm（幅）×約19mm（高さ）の液晶表示部が設けられ、該液晶表示部は3画面に分割表示している。

F' 正面右方には、中央大きめのシルバーのボタンと、同中央ボタンから三方に放射状に並べた三つの楕円形のシルバーのボタンが配され、該三つの楕円形ボタンの周囲には、隅丸矩形の稜線が表れる凹陷部が設けられている。

## 2 争点

本件の争点は、被告による被告商品の輸入、販売が不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為に該当するか（争点1）、被告が賠償すべき原告の損害額（争点2）である。

### 【判断】

1 争点1（不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為の成否）について

(1) 原告商品と被告商品の形態の実質的同一性の有無

ア(ア) 原告商品及び被告商品は、いずれもポケットに入れて使用することを主目的としたデジタル歩数計であること、原告商品の形態は、別紙原告商品目録記載の写真のとおりであって、AないしFの形態の構成を有し、被告商品の形態は、別紙被告商品目録記載の写真のとおりであって、A'ないしF'の形態の構成を有することは、前記争いのない事実等のとおりである。

原告商品（検甲1）の形態と被告商品（検甲2）の形態とを対比すると、両者は、「全体を四隅が丸い薄厚長方板状ケースにしたデザインである」点（A，A'），「ケースの周全体にR（丸み）を持たせている」点（B，B'），「外装の上側（上ケース）は、製品内側面を黒色印刷した透明のプラスチック素材を用い、外装の下側（下ケース）は、黒色のプラスチック素材を用いている」点（C，C'），「厚みとなる四周側面全周をシルバーのベルトが回り、四隅の一つにストラップ挿入孔が形成されている」点（D，D'），「正面左方に液晶表示部が設けられ、該液晶表示部は3画面に分割表示している」点（E，E'），「正面右方には、中央大きめのシルバーのボタンと、同中央ボタンから三方に放射状に並べた三つの楕円形のシルバーのボタンが配され、該三つの楕円形ボタンの周囲には、隅丸矩形の稜線が表れる凹陷部が設けられている」点（F，F'）といった基本的な構成において共通し、全体サイズ（幅×高さ×厚さ）及び液晶表示部のサイズ（幅×高さ）も、被告商品が「0～2mmの範囲内」で大きいだけで（A，A'，E，E'），ほとんど同一であることによれば、被告商品と原告商品は、商品全体の形態が酷似し、その形態が実質的に同一であるものと認められる。

(イ) もっとも、原告製品と被告製品は、操作ボタンの形状及び配置構成

( F , F ' ) に関し , 三つの楕円形ボタンが , 原告製品は , 中央ボタンの右斜め上 , 右斜め下及び「左斜め下」に配置されているのに対し , 被告製品は , 中央ボタンの右斜め上 , 右斜め下及び「左斜め上」に配置されている点 , 中央ボタンの形状が , 原告製品は隅丸四辺形であるが , 被告商品は円形である点 , 楕円形ボタンの形状が , 原告製品は長楕円であるが , 被告商品は端部が尖った楕円である点 , 中央ボタンの表面文字が , 原告製品は , 「設定」の漢字 2 文字であるのに対し , 被告製品は , 「MODE」の英字 4 文字である点で相違する。

しかし , の点は , 三つの楕円形ボタンのうち , 二つの配置は共通し , 一つの配置が「左斜め下」か , 「左斜め上」かの相違であり , 三つの楕円形ボタンを中央ボタンから三方に放射状に配置するという基本的な構成が共通し , 楕円形ボタン自体の形状もほとんど変わらないことに照らすならば , 商品の全体的形態に与える変化に乏しく , 商品全体からみるとささいな相違にとどまるものと認められるから , 原告商品及び被告商品の形態の実質的同一性の判断に影響を及ぼすものではない。

また , ないし の点も , 商品全体からみるといずれもささいな相違であって , 両商品の形態の実質的同一性の判断に影響を及ぼすものではない。

イ なお , 被告は , 原告商品の A ないし D の形態は , 原告商品以外の歩数計においても多数使用されている , どこにでもある公知の形態であるから ( 甲 3 , 4 , 9 等 ) , 原告商品の形態は , 不正競争防止法 2 条 1 項 3 号により保護される商品の形態とはいえない旨主張する。

しかし , 被告が指摘する甲 3 , 4 , 9 を含む本件証拠によっても , 原告商品の A ないし D の形態が歩数計において多数使用されている公知の形態であることを認めるに足りない。

また , 不正競争防止法 2 条 1 項 3 号は , 商品の形態についての先行者の開発利益を模倣者から保護することを目的とする規定であり , 同号により保護される商品の形態は , 商品の一部の形態ではなく , 商品全体の形態であるというべきであるから , 仮に原告商品の形態の一部が公知であるとしても , そのことによって原告商品の形態が同号の保護の対象とならないということとはできない。

したがって , 被告の上記主張は , 理由がない。

## (2) 模倣の有無等

ア 前記争いのない事実等と証拠 ( 甲 5 の 1 6 の 3 , 5 の 1 8 の 1 , 6 ) 及び弁論の全趣旨によれば , 原告は , 平成 2 0 年 3 月 6 日から , デジタル歩数計「peb (ペブ) TW600」として原告商品の販売を開始したこ

と、「peb(ペブ)TW600」(外装の色6種類,原告商品はそのうちの色がブラックのもの。以下同じ。)は,価格比較ウェブサイトの「価格.com」の健康器具・医療機器部門プロダクトアワード2008で金賞を受賞していること,平成21年11月27日発行の日経流通新聞(日経MJ)において,調査会社GfKジャパンが全国の家電量販店4500店の同年10月の店頭販売データを基にした集計結果によれば,「peb(ペブ)TW600」が,「高機能歩数計」の売れ筋ベスト10の第1位にランクされた旨の記事が掲載されたこと,平成21年9月26日発行の朝日新聞朝刊において,歩数計の「売れ筋」として,他社の5商品と共に,「peb(ペブ)TW600」が写真付きで紹介されていることが認められる。

これらの事実によれば,原告商品(「peb(ペブ)TW600」)は,平成20年3月6日の販売開始から平成21年10月までの間に,デジタル歩数計分野のヒット商品となっており,平成21年10月当時には,取扱業者,歩数計に関心のある消費者等の需要者の間において広く知られていたものと認められる。

上記認定事実に加えて,被告は,平成21年12月18日,中国から,被告製品を輸入し,平成22年1月から被告商品の販売を開始したが(乙1の1,1の2,弁論の全趣旨),被告の上記輸入時には,原告商品の販売開始日(平成20年3月6日)から既に1年9か月が経過していること,被告商品の形態が原告商品の形態と実質的に同一であること(前記(1)ア)を総合すれば,被告商品が原告商品の形態に依拠して作り出されたものと認められ,これに反する証拠はない。

以上によれば,被告商品は原告商品に依拠して作り出された実質的に同一の形態の商品であると認められるから,被告商品は,原告商品の形態を模倣した商品に該当するというべきである。

そうすると,被告が被告製品を輸入,販売する行為は,不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為に該当するものと認められる。

イ これに対し被告は,被告商品が原告商品の形態を模倣した商品に該当するとしても,被告は,平成21年12月18日,被告商品を台湾の取引業者を通じて,中国の製造元から輸入したものであり,その輸入当時,被告商品が原告商品の形態を模倣したものであることを知らず,かつ,知らないことにつき重大な過失がなかったから,被告による被告商品の輸入,販売については,不正競争防止法19条1項5号口により,同法2条1項3号の規定が適用されず,同号の不正競争行為に該当しない旨主張する。

しかしながら,前記ア認定のとおり,原告商品(「peb(ペブ)TW

600」)は、被告が被告商品を輸入する前の平成21年10月当時には、デジタル歩数計分野のヒット商品として、取扱業者、歩数計に関心のある消費者等の需要者の間において広く知られていたものであることに照らすならば、被告が被告商品を輸入した時点において、仮に被告が被告商品が原告商品の形態を模倣したものであることを知らなかったとしても、知らないことにつき重大な過失がなかったものと認めることはできない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(3) まとめ

以上によれば、被告による被告商品の輸入、販売は、不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為に該当し、被告には少なくとも過失があるものと認められるから、被告は、不正競争防止法4条により、上記不正競争行為によって原告に生じた損害を賠償する責任がある。

2 争点2(原告の損害額)について

(1) 不正競争防止法5条2項の損害額

ア(ア) 証拠(乙1の1, 1の2, 3)及び弁論の全趣旨によれば、被告は、平成21年12月18日、中国から、被告商品4500個を輸入したこと、被告は、平成22年1月以降、ケーヨー等に対し、被告商品を合計4277個売り渡したこと、被告は、原告が本件訴訟を提起した後、ケーヨー等との間で、上記被告商品のうち、925個分について売買契約を合意解除し、ケーヨー等から、925個分の返品を受けたこと、被告は、平成22年11月8日、エスシーエス株式会社に対し、上記返品分925個及び原告在庫分223個の合計1148個の被告商品の廃棄処理を依頼し、上記1148個が同年12月2日までに廃棄されたことが認められる。

被告商品1個当たりの販売価格が1250円、原価が1050円であること(争いが無い。)によれば、被告商品1個当たりの販売利益は、上記販売価格から上記原価を差し引いた200円と認めるのが相当である。

以上の認定事実を総合すると、被告はケーヨー等に対し被告商品3352個を販売したことにより67万0400円の利益を得たことが認められる。

(計算式・(4277個 - 合意解除による返品分925個) × 200円)

(イ) そして、被告のケーヨー等に対する被告商品の販売は、不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為に該当するから、被告が得た上記利益

67万0400円は、同法5条2項により、原告が受けた損害額と推定される。

イ(ア) この点に関し、原告は、被告の不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為は、被告がケーヨー等に被告商品を販売(譲渡)したことによって直ちに成立し、その時点で、原告の被告に対する損害賠償請求権は、確定的に発生し、上記返品分925個の利益についても、同法5条2項の侵害者(不正競争行為者)の「利益」の額から控除すべきではない旨主張する。

そこで検討するに、不正競争防止法5条2項は、不正競争によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に損害賠償の請求を行う場合、「その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。」と規定している。

同条項の「その者がその侵害の行為により利益を受けているとき」との文言によれば、同条項は、侵害者が現に得た利益の額をもって、不正競争によって営業上の利益を侵害された者の損害額と推定することを規定したものと解される。

しかるところ、原告主張の被告商品の返品分925個について、被告とケーヨー等との間で売買契約を合意解除し、被告がその返品を受けて、廃棄処分をしたことに照らすならば、被告は、上記返品分の売買代金の支払を受けていないか、あるいは受領後返金したものと推認されるから、被告は、被告商品の販売による不正競争行為によって現に利益を得たものと認めることはできない。

確かに、原告が主張するように、上記返品分に係る被告商品について被告がケーヨー等に売り渡した時点で不正競争行為が成立し、これによって原告商品の得べかりし利益相当の損害が発生したものと解されるが、このことと被告が上記返品分の販売によって利益(販売利益)を得たかどうかとは、別個の問題であるというべきである。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(イ) 他方で、被告は、原告が原告商品の形態を意匠登録していた場合の意匠使用料としては販売価格の6%相当額を上回るものでないことを踏まえると、被告がケーヨー等に対する被告商品の販売により得た利益の額全額が、原告主張の被告の不正競争行為により原告が受けた損害額ということとはできず、原告の上記損害額は、25万1400円を上回るものではない旨主張する。

しかし、被告の主張する事情は、原告の損害額についての前記ア(イ)

の不正競争防止法5条2項の推定を覆滅する事由に当たるものと認めることはできない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(2) 不正競争防止法5条3項2号の損害額

ア 原告は、仮に被告主張の返品分について被告が不正競争防止法5条2項の「利益」を得たものと認められない場合には、同条3項2号により、上記返品分の使用許諾料相当額が原告の損害額である、その使用許諾料相当額は、被告商品の売上額（販売価格）の10%を下らない旨主張する。

そこで検討するに、ケーヨー等からの返品分に係る被告商品925個（前記(1)ア(ア)）については、被告がケーヨー等に売り渡した時点で不正競争行為が成立し、これによって原告商品の得べかりし利益相当の損害が発生したものと解されるから、原告は、上記損害の賠償として、不正競争防止法5条3項2号により、原告商品の形態の「使用に対して受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」（使用許諾料相当額）を請求することができるというべきである。

そして、原告商品（「peb（ペブ）TW600」）は、被告が被告商品を輸入する前の平成21年10月当時には、デジタル歩数計分野のヒット商品として、取扱業者、歩数計に関心のある消費者等の需要者の間において広く知られていたものであること（前記1(2)ア）、被告は、原告が原告商品の形態を意匠登録していた場合の意匠使用料は販売価格の6%相当額である旨主張していること、被告による不正競争行為の態様及びその市場への影響等諸般の事情を総合考慮すると、原告の上記使用許諾料相当額の損害額は、原告の主張するとおり、被告商品の販売価格の10%と認めるのが相当である。

そうすると、上記返品分についての原告の不正競争防止法5条3項2号の損害額は、11万5625円となる。

（計算式・925個×1250円×0.1）

イ(ア) これに対し被告は、通常、使用者（商品の販売者）は、許諾者に対し、使用者の販売数量に応じて使用許諾料を支払うものとされており、合意解除されたことに基づき返品がされた場合には、返品された販売数量分の使用許諾料の支払は要しないことからすれば、本件の場合においても、被告商品の返品分についての使用許諾料請求権は発生することにはならないから、原告の不正競争防止法5条3項2号の損害額の主張は理由がない旨主張する。

しかし、不正競争防止法5条3項2号の「商品の形態の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」（使用許諾料相当額）は、不正



競争行為による損害額であって、商品の形態の使用について使用許諾契約の契約関係が存在する場合の通常の使用許諾料とは異なるものであるから、被告の上記主張は、その前提において失当であり、採用することができない。

(イ) また、被告は、不正競争防止法5条3項2号の「受けるべき金銭の額に相当する額」の算定においては、「利益額」に使用許諾料率を乗じるものであり、「売上額」に使用許諾料率を乗じるものではなく、百歩譲って、「売上額」に使用許諾料率を乗じるものとされとしても、返品分の使用許諾料率としては、4%を上回るものではない旨主張する。

しかし、被告の上記主張は、独自の見解であって、採用することができない。

### (3) 弁護士費用

被告の不正競争行為と相当因果関係のある原告の弁護士費用相当額の損害は、本件事案の内容、審理の経過等諸般の事情を考慮し、12万円と認めるのが相当である。

### (4) まとめ

以上によれば、原告が被告に対し不正競争防止法4条に基づく損害賠償として請求し得る損害額は、前記(1)ないし(3)の合計額である90万6025円となる。

したがって、原告は、被告に対し、不正競争防止法4条に基づく損害賠償として90万6025円及びこれに対する訴状送達の日翌日であることが記録上明らかな平成22年5月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

## 3 結論

以上によれば、原告の請求は、90万6025円及びこれに対する平成22年5月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容することとし、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1. 本件は、商品「デジタル歩数計」の形態の模倣をめぐる、不競法2条1項3号に規定する不正競争行為の有無が争われた事案である。

まず、原告商品と被告商品の各形態は実質的同一性を有するものであるか否かについて、裁判所は、両者は全体の基本的構成において共通するものであるから、商品全体は酷似し、その形態は実質的に同一であると認定した。

かかる認定に至るまでに裁判所は、両商品における操作ボタンの形状と配置

構成についての相違点を挙げているが、これは商品全体から見て些細な相違であるから、両商品形態の実質的同一性の判断に影響を及ぼすものではないと説示しているが、妥当である。

これについて被告は、原告商品の各部の形態は、原告商品以外の商品においても多数使用されている公知の形態であるから、法2条1項3号によって保護される商品形態とはいえないと主張したが、それを裏付けるような証拠はないと否認された。

これについて裁判所は、法2条1項3号の規定は、「商品の形態についての先行者の開発利益を模倣者から保護することを目的とし、同号により保護される商品の形態とは、「商品の一部の形態ではなく、商品全体の形態であるというべきであるから、仮に原告商品の形態の一部が公知であるとしても、そのことによって原告商品の形態が同号の保護の対象とならないということはいえない。」と説示するが、妥当である。

そもそも法2条1項3号において保護対象となる商品形態とは、法2条1項1号・2号における商品等表示とはやや異なり、創作系の権利保護に近い規定である。とはいっても、その形態を構成する全部分が新規であるとは限らず、一部分的に公知ないし周知の部分も含まれているかも知れないことは、登録意匠の場合と同様である。したがって、もし原告の商品形態の構成が全部公知の部分から成り立っているものであることが立証されたならば、仮に両者が酷似する実質的同一性のあるものであったとしても、被告の実施行為は不正競争行為とはならないであろう。

2. 次に、被告の商品形態は原告のそれを模倣したものであるかどうかについて裁判所は、原告商品は平成21年10月当時には取扱業者や需要者間において広く知られていたこと、被告商品が中国から輸入して国内販売を開始した平成20年3月6日の時点ではすでに1年9か月が経過していたことから、被告商品は原告商品の形態に依拠して作り出されたものであると認定した。したがって、依拠して実質的に同一の商品形態を製作したのだから、模倣があったと判断したのである。

これについて被告は、中国のメーカーが原告商品の形態を模倣して製作したものであることは知らなかったと主張したが、それは通らず、裁判所は、被告が知らないことについて重大な過失がなかったものとは認められないと判断した。

すると、被告による被告商品の輸入、販売は不競法2条1項3号の不正競争行為に該当し、被告には少なくとも過失があるものと裁判所は認定し、同法4条により不正競争行為によって原告が生じた損害を賠償する責任があると判断

したのである。

3. 原告は損害額について、不競法5条2項の適用を主張したが、この規定は、不正競争によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に損害賠償の請求を行う場合には、侵害者がその侵害行為によって利益を受けているときは、その利益の額がその営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定するとしている。したがって、もし侵害者である被告が営業上の利益を受けるところか、原告主張の被告商品の返品分925個が、被告とケーヨー等との間で売買契約の合意を解除し、被告がその返品を受けこれを廃棄処分したことに照らせば、被告は上記返品分の売買代金の支払いを受けていないか、または受領後返金したものと推認されるから、被告は被告商品の販売による不正競争行為によって、現に利益を得たものと認めることはできないと認定した。したがって、法5条2項に基く損害金の請求は成立しなかった。(意39条2項参照)

しかしながら、原告は、不競法にはなく意匠法39条3項に規定されている意匠権に対する意匠使用料に相当する料金を販売価格の10%を下らないと主張した。これについて裁判所は、被告がケーヨー等に対して販売した時点で不正競争行為は成立し、この時点で原告商品の得べかりし利益相当の損失が発生したと解し、原告はこの損害に対する賠償として法5条3項2号により、「受けるべき金銭の額に相当する額」(使用許諾料相当額)の金銭を請求することができることと認定したのである。

この辺の原告の主張は、不競法の規定のみならず意匠法の規定をも類推適用する合理的な法理論を展開しているから、裁判所も説得されたといえよう。ただ登録意匠の使用料率が売価の10%というのは異例かも知れないが、裁判所は、市場への影響等の諸般の事情を総合考慮した上で認定したと説示している。

同様の案件に対する今後の不競法事件のメルクマールとなるといえるであろう。

〔牛木 理一〕

(別紙)

## 原告商品目録

1．商品：デジタル歩数計

2．商品名：「peb(ペブ)TW600」

3．サイズ

(1) 全体サイズ：約73mm(幅)×約31mm(高さ)×10mm(厚さ)

(2) 液晶表示部のサイズ：約32mm(幅)×約18mm(高さ)

4．質量：約25g(電池含む。)

5．写真：別紙原告商品のとおり

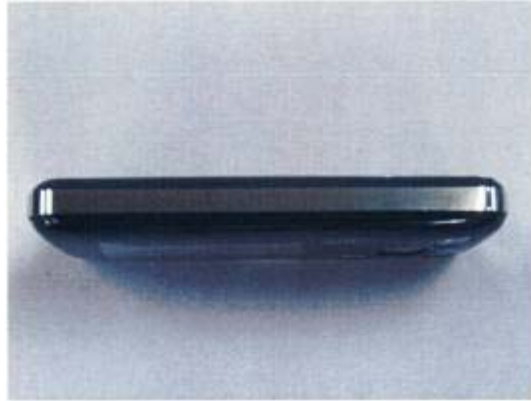
(別紙)

原告商品

(1) 正面視方向写真



(2) 上面視方向写真



(3) 下面視方向写真



(4) 右側面視方向写真



(5) 左側面視方向写真



(6) 背面視方向写真



(7) 斜視方向写真(正面・下面・左側面/ストラップ付)



(別紙)

## 被 告 商 品 目 録

1 . 商品 : デジタル歩数計

2 . 商品名 : 「 3 D センサーなん歩計 5 F - 3 2 6 1 」

3 . サイズ

( 1 ) 全体サイズ : 約 7 5 mm ( 幅 ) × 約 3 2 mm ( 高さ ) × 1 2 mm ( 厚さ )

( 2 ) 液晶表示部のサイズ : 約 3 2 mm ( 幅 ) × 約 1 9 mm ( 高さ )

4 . 質量 : 約 2 3 g ( 電池含む。 )

5 . 写真 : 別紙被告商品のとおり

(別紙)

被告商品

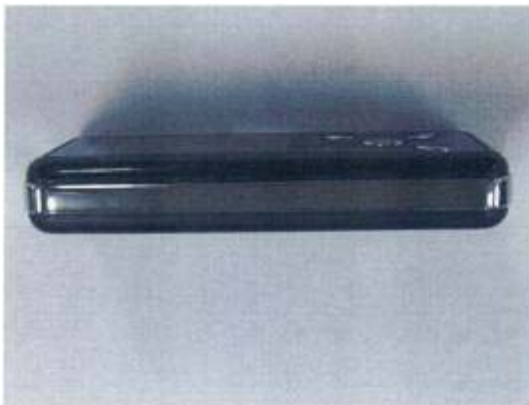
(1) 正面視方向写真



(2) 上面視方向写真



(3) 下面視方向写真



(4) 右側面視方向写真



(5) 左側面視方向写真



(6) 背面視方向写真





(7) 斜視方向写真(正面・上面・右側面/ストラップ付)

